

令和4年 第6回教育委員会 会議録

日 時	令和4年3月29日（火） 午後1時15分～午後2時30分
場 所	向日市役所 第1委員会室
出席委員	永野教育長、松本委員、中野委員、畠山委員
事務局	教育部長、副部長兼学校教育課担当課長、主席課長兼学校教育課長、教育総務課長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	議案第6号 向日市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について 議案第7号 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第4回及び第5回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日は、議案第6号「向日市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」を上程する。
事務局	— 向日市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について — 本案は、向日市公告式規則の一部改正に伴い、向日市教育委員会公告式規則の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。 改正の内容は、向日市公告式条例の一部改正において、掲示場の設置箇所を14箇所から市役所の1箇所に変更されたことから、向日市教育委員会公告式規則についても、同様に「規則等の公布は、市役所の掲示場に掲示してこれを行う」に改正するものである。
教育長	議案第6号「向日市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により、議案第6号は承認された。 次に、議案第7号「向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を上程する。

事務局	<p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条第4項の規定を踏まえ、向日市立小中学校共同学校事務室を設置するため、向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>これからの学校は、複雑化・多様化した教育課題に的確に対応していくため、教員だけでなく、事務職員をはじめ、多様な専門性を持ったスタッフが連携・協働する体制を整備していくことが必要とされている。</p> <p>また、国立教育政策研究所の調査では、教育委員会が今後重視する学校事務職員の資質・能力として、「学校全体を見渡し、問題を発見し解決する思考力」や「事務室・共同実施組織でチームとして成果を出す力」が挙げられているところである。</p> <p>そのような中、平成29年に学校教育法が改正され、学校事務職員の職務について、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」へと職務規定が見直されるとともに、同年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正をされ、「共同学校事務室」が法制化されたところである。</p> <p>共同学校事務室とは、教育委員会所管に属する学校のうち、その指定する二以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織である。</p> <p>また、共同学校事務室を設置する目的及び効果としては、相互チェック機能によるミス・不正の防止などの事務所の適正化、学校事務の標準化・効率化、また、学校のマネジメント機能の強化などである。</p> <p>改正の内容は、共同学校事務室について、第5章の2として、章を加えるもので、第15条の2第1項に「向日市立小中学校共同学校事務室」を設置することについて規定し、第2項では、当該共同事務室を置く学校及びその事務を共同処理する学校の範囲を規定している。</p> <p>また、第3項から第10項では、共同学校事務室に設置する室長等職員について規定するほか、共同学校事務室がつかさどる事務などについて規定するものである。</p> <p>なお、この規則は、令和4年4月1日から施行するものである。</p> <p>【質疑等】</p>
委員	<p>この共同学校事務室は、実際に置いているものをきちんと法制化したということでしょうか。</p> <p>また、何校に一つ置くかは実態を見た中で決めていくということで、この規定の中では決めていないということでしょうか。</p>

事務局	<p>まず、今年度も含めて3年間、西ノ岡中学校ブロックとして、第2向陽小学校・第6向陽小学校・西ノ岡中学校において、チーム学校の研究校として取り組んできた。</p> <p>この法制化をすることによって、向日市立小中学校共同学校事務室が設置されることになる。</p> <p>その範囲については別表2のとおり、向日市立小中学校共同事務室として、全ての学校において可能であると規定している。</p>
委員	<p>現在は西ノ岡中学校ブロックで行っているが、それを勝山中学校、寺戸中学校も同様に中学校ブロックで行うのか、具体的にはどういう検討をされているか。</p>
事務局	<p>他の8小中学校の事務職員が西ノ岡中学校に集まって、事務を共同処理するイメージである。</p>
委員	<p>全部の小中学校の事務を一つにまとめるイメージを持ったが、各学校の事務職員はどうなるのか。</p> <p>職員が全て集まるイメージなのか、各学校の中に置いた上で一部を集約化するイメージなのか。</p>
事務局	<p>まず、各学校にはこれまで通り、各学校に事務職員が配置され、さらに設置校に一人加配の事務職員が配置される。</p> <p>一名ずつの事務職員が各校に増える訳ではない。</p> <p>設置校以外の対象校については、各校の事務処理をしながら、共同学校事務室に業務をすることになる。</p>
教育長	<p>西ノ岡中学校は共同学校事務室になるが、あとの8校にも事務職員は居る。</p> <p>それはそれで置いて、西ノ岡中学校で共同学校事務室を置くというイメージが、おそらく掴みにくい。</p>
委員	<p>全体統括をする人が一人居るイメージか。</p>
事務局	<p>具体的な動きとしては、事務職員8名プラス、西ノ岡中学校に加配として配置された事務職員、あわせて9名が、事務の共同化・適正化を目的にして、各校の事務職員の職務内容の差をできるだけ均等化していく、あるいはキャリアの浅い、初任者の事務職員の事務処理の難しさを支援するため、複数の目で、ミスがないようにチェックするなどを、2週間に1回、9名が集まって共同処理を行う。</p> <p>共同学校事務室での業務を行う日以外は、自分の学校で事務処理を行う</p>

<p>教育長 事務局</p>	<p>というイメージである。</p> <p>実際には、共同処理を行う中で、その頻度も変わるかもしれない。</p> <p>本市において、なぜ今このような取り組みをするのかという点が一番大事だと思うので補足する。</p> <p>実際にこの3年間、西ノ岡中学校ブロックで研究された中で、気付いたことがある。</p> <p>同じ小学校が6小学校あっても、たとえば保護者が支払う諸費の学年処理等について、事務職員がすべてを担当する学校もあれば、各学年の先生・担任が、その事務処理を行っているところもある。</p> <p>また、今までは、各校1名しか事務職員が配置されていないため、各手当てなどのチェック体制が様々であったことが分かってきた。</p> <p>共同学校事務室を設置することにより、そのチェック体制を強化できるのに加え、先生たちが使う教具について、小学校・中学校ともにあり、新しいものを注文する際、使う時期が違えば、他校のものを借りたり、共同で購入するなど、予算面についても効果がある。</p> <p>本市の実態は、今述べたようなことが一部だが、共同処理をすることで、学校事務の標準化や効率化が図れるため、規則として制定したいと考えている。</p>
<p>教育長</p>	<p>もともと事務職員が各学校に一人のため、キャリアによって処理能力も違うが、集まることによってレベルが上がっていくという点が一つある。</p> <p>もう一つは、先程の説明のように、学校教育法で教職員の職務内容の定義が、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」になった。</p> <p>つかさどるといって管理的な内容になり、一定の責任を持って役割を果たしてもらおうということになる。</p> <p>事務職員の学校経営への参画を促そうという趣旨もある改正だったため、それがまた集まることによってさらに力がアップすると思うが、そういう大きい流れの中で、今回向日市の実際に研究してきたものを、いよいよ本格的に規則に定め、実施する段階になったところである。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第7号「向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第7号は承認された。</p> <p>閉会宣言</p>

令和4年第6回教育委員会

令和4年3月29日（火）
午後1時15分から
向日市役所 第1委員会室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

議案第6号 向日市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

議案第7号 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

4 閉 会

向日市教育委員会議案第6号

向日市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

向日市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則(昭和31年教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月29日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号 向日市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

〔教育部教育総務課〕

1 制定の趣旨

向日市公告式条例第 2 条第 2 項の改正の改正に伴い、向日市教育委員会公告式規則の一部を改正するもの

2 制定の内容

規則等の公布は、「市役所の掲示場に掲示してこれを行なう。」に改める

3 施行期日 公布の日

向日市教育委員会議案第7号

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月29日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

〔教育部学校教育課〕

1 改正の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条第4項の規定を踏まえ、向日市立小中学校共同学校事務室を設置するため、「向日市立学校の管理運営に関する規則（昭和58年教育委員会規則第1号）」の一部を改正するもの

2 改正の内容

以下の内容について、新規に規定する。

- (1) 向日市立共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）の設置
- (2) 室長及び室長補佐及び職員の任命
- (3) 共同学校事務室がつかさどる事務

3 施行期日 令和4年4月1日

会が命ずる。ただし、室長については当該事務職員の中から命ずることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者を命ずることがある。

8 共同学校事務室においてつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1) 対象学校の学校運営に係る事務の企画、立案、連絡調整及び渉外に関すること。
- (2) 対象学校の文書の收受その他の文書管理、公文書の審査、情報の公開及び個人情報保護に関すること。
- (3) 対象学校の教職員の給与、旅費及び福利厚生に関すること。
- (4) 対象学校の財務及び会計に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、共同学校事務室において処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと認められる事務に関すること。

9 共同学校事務室の室長及び職員は、対象学校の効果的かつ円滑な学校運営に資するため、連絡調整を図り、相互に協力するように努めなければならない。

10 共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表1 (第10条関係)

小学校における校務を分担する組織

略

中学校における校務を分担する組織

略

別表2 (第15条の2関係)

共同学校事務室名	設置校	対象学校
向日市立小中学校共同学校事務室	室長が所属する学校	向陽小学校、第2向陽小学校、第3向陽小学校、第4向陽小学校、第5向陽小学校、第6向陽小学校、勝山

別表 (第10条関係)

小学校における校務を分担する組織

略

中学校における校務を分担する組織

略

	中学校、西ノ岡
	中学校、寺戸中
	学校

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。